

入札監理小委員会  
第404回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第404回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年4月22日（金）14:18～15:27

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 実施要項（案）の審議

○サービス産業動向調査（総務省）

### 2. 事業評価（案）の審議

○科学技術研究調査（総務省）

### 3. その他

#### <出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、関根副主査、若林専門委員、早津専門委員、廣松専門委員

（総務省）

統計局統計調査部経済統計課 高田課長、齋藤主任研究官、水澤課長補佐、  
齊藤課長補佐

（事務局）

新田参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第404回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、総務省のサービス産業動向調査の実施要項（案）、総務省の科学技術研究調査の事業評価（案）の審議を行います。

最初に、総務省のサービス産業動向調査の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。実施要項（案）について、総務省統計局統計調査部経済統計課、高田課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○高田課長 ご紹介いただきました、総務省統計局の高田でございます。本日は、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。ご審議いただきますサービス産業動向調査の民間競争入札実施要項でございますけれども、こちらにつきましては、本年の2月に実施状況の評価について、先生方にご評価いただいたところでございます。ご記憶のこととは思いますが、私のほうから、そのときに先生方から頂戴したご意見、簡単に復習させていただきたいと思っております。

まず、全般的には、民間事業者はきちんと業務を遂行したというご評価をいただいたかと記憶してございます。創意工夫という面でも、民間事業者はいろいろ積極的に改善提案があつて、効果を上げていた。費用面でも、コストは削減された。ただ、実施要項で目標に掲げてございました回収率、これが目標値にわずか届かなかったということで、引き続き次回も公共サービス改革法に基づく民間競争入札の手續によることとするというご評価でございました。今回の実施状況を踏まえて、今回は私ども総務省と民間事業者が協力して、目標をきちんと達成するようにと。

また、目標としている回収率につきましても、それがどこまで絶対的なものなのか、それを若干下回ったからといって、それで全然だめなのか、目標の設定についてもきちんと考えるようにというご意見を頂戴したというふうに、記憶してございます。私ども、先生方からいただいたそういうご意見をもとに実施要項（案）を練り直しまして、本日お持ちしたものでございます。

資料でいいますとA-2が、実施要項（案）、前回からの修正点を、準備してございますので、こちらのA-2をごらんいただきながら説明をさせていただこうと思っております。

まず、1ページ目、サービス産業動向調査の概要でございます。ここは基本的に変更ございません。幾つかの修正はございますけれども、文言修正で定義を明かにするというものでございまして、内容にかかわるものではございません。

修正点といたしまして、私どもが今回紹介差し上げたいのは、3ページをごらんいただけますでしょうか。先ほど私が申し上げた2月にご意見をいただいた回収率達成に向けてきちんと努力せよという中の1つ、総務省といたしまして2つほど回収率向上に向けた取り組みをやってございます。その第1点がこの3ページでございます。

調査の事項から、実は今回削除したものがございます。事業活動別需要の状況というものでございます。これは、今の調査ではこういう項目が入ってございます。我々、毎月、

月間の売上高というものを企業の皆様に書いていただいているわけですが、売り上げとは別に売り上げの中から価格の変化を除いた、例えば鉄道業でございませうと、お客様の数でございませうとか、そういう価格変化を除いたサービスの量について、増減を書いてくださいという質問項目を設定してございました。

私ども、これはサービスといってもいろいろ価格があるから、そういう価格の影響を除いたものを把握したいということで考えていたわけですが、企業の皆様にご意見を伺いますと、一体これは何を書けばいいのかわからないと。正直言ってよくわからないと。会計帳簿に書いてある数字でございませうと、企業の皆様、書いてくださるわけですが、これは何を書いていいかわからないというご意見もいただいております。正直言って、これがあるがために、調査票の回収にマイナスの影響があったのではないかと懸念がございました。それで、我々、今回、これをなくしました。

2点目、私どもといたしまして、回収率に関したものの2点目が、10ページ目をごらんいただけますでしょうか。オンライン調査システム上の回答確認機能でございませうとか、回答修正機能というものの、これを今回新たに導入したというものでございませう。オンライン調査につきましては、オンライン回答の利便性がよいと、客体の皆様も簡単に回答できるということで、回収率の向上にもつながるとございませう。

2月の本委員会でも、オンラインの推進について、先生方からぜひ頑張ってくださいというご意見を頂戴していたかと記憶してございませう。その改善といたしまして、この回答確認機能というものと、回答修正機能というものを入れました。

回答確認機能といえますのは、例えば前の月でございませうとか、もっとさかのぼって前の年の同じ月にどういう数字を書いたかということがオンライン上で確認できるというものでございませう。これも企業の方に聞きますと、人事異動で前の人がどういう数字を書いていたかわからないと、一体何を答えていいかわからないと、やや不安であるというお声もございましたので、こういうのが入っていると、企業として非常に答えやすくなるかと考えてございませう。

また、回答修正機能と申しますのは、一旦オンラインで回答してしまったけれども、間違えてしまったという場合に、また修正し直すことができる。これにつきましても、我々企業の方にヒアリングをしたところ、オンラインで一旦クリックして、ボタンを押して回答を提出してしまうと、後で直せないのではないかとということへの非常に緊張を強いられると。なかなかそこでオンラインを使いにくいというお声もございましたので、その安心のためにこういう機能を取り入れたというものでございませう。

こういうシステムの修正につきましては、民間事業者ではなく、私ども総務省のほうでシステム改修を行ったものではございませうけれども、総務省といたしましても回収率確保に向けた取り組みをきちんと行うということで、その結果、実施要項にもこういう修正を行ったというものでございませう。

次に、回収率向上について、民間事業者に求める事項についてご説明いたします。ここ

で再度、2月の本委員会でご審議いただいた内容を振り返りますと、回収率、事業開始当初、1月、2月ごろ、低い数字でございましたけれども、その後、回収率としてはきちっと上昇していく。速報の時点では、回収率、目標のものを達成していなくても、確報の時点になると、かなりの程度目標水準を上回るようになっていたという状況でございました。したがって、私どもといたしましては、これまでの民間事業者の取り組みが全く間違っているということではなかろうと。ただ、速報の回収率、あるいは事業立ち上がり当初の回収率をきちんと確保するというので、いろいろな取り組み、それをできるだけ前倒しすることなどによりまして、事業実施の当初からきちんと回収率を確保しようと、こういうことを今回考えたわけでございます。

実施要項で申し上げますと、民間事業者にやっていただくこと、縷々こちらの実施要項に書いてございます。民間にやっていただくことの大枠は今回変更してございませぬけれども、今回変更いたしましたのは、9ページの下の方、(キ)というところで、調査票の回収というものがございます。ここから10ページ目にわたりまして回収率を上げるために、民間事業者はこういうことをしてくださいということを、我々、書いてございます。

これで言いますと10ページ目の一番上、1つの例といたしまして、特に長期間調査票の提出がない調査客体に対して、きちんと調査協力を得るための工夫を講じてくださいと、ここのあたりの部分を今回追加してございます。

また、一方、規模の小さい事業所につきましては、10ページ目でいうと、(c)になるわけでございますけれども、未回収調査票（未回収の10人未満の事業所が対象）というところに記述を追加してございます。こういう規模の小さい事業所に対しては、調査票を出してくださいということを実際、調査員の人が行って督促するというのが有効でございまして、私ども、これまでもやってございました。

ただ、やり方といたしまして、前回の入札実施要項では、ここの部分は四半期ごととして、5月、8月、11月及び2月と書いてございました。要は、これ1月から始まるものでございますから、1～3月の四半期を終わって、例えば5月に行ってくださいということで例示をしていたわけでございますけれども、そうすると、1月の速報というのを我々、3月末に出してございますので、実はそこのところの努力がちょっと遅かった。

先ほど申し上げましたように、前回の反省といたしまして、もっと早目から督促ですとか、そういう回収率に向けた努力をするべきだろうということがございました。したがって、5月という例示はちょっと遅かったと。もうちょっと早目にやってくださいということで、ここでは、年4回、例えば2月、5月、8月及び11月ということで、全体前倒しにするというスケジュールを提示しているところでございます。

ここにつきましては、私ども、例えばということで例示でございまして、民間からの提案を募る。ここのところにつきましては、私どもが細かいところまで指示をするよりは、まさに民間からの創意工夫を求めたいと。それで、ここは例えばと書いてございますけれども、私どもの考えといたしましては、早目から督促に力を入れて、速報段階、あるいは

事業の立ち上げの当初から、きちんと回収率を確保してくださいということで、意思表示をしているものでございます。

また、ここの部分につきましては、民間からの創意工夫を求めるということでございますので、私ども、これは実際入札に当たりまして、民間からの提案を評価するということになってございますので、その評価におきまして、ここの創意工夫について、我々きちんと評価しようということにしております。

ページが飛んで恐縮でございますけれども、こちらの入札実施要項の28ページ、29ページをごらんいただけますでしょうか。こちらが、先ほど申し上げました民間がこういう提案を持ってきたものに対して、私どものほうで評価をいたしまして、点数化して、点数の高いところをお願いするという評価でございます。

先ほど申し上げたところでございますと、29ページの下のほうでございます。3.6の督促のところをごらんいただきますと、黄色い色をつけているところで、下から5個目の箱でございますけれども、特に1月及び3月の速報回収率が低い傾向にあることを考慮した効果的な取り組みの内容というふうに明記しております。また、右のほうに幾つか点数が書いてございます。例えばこの欄でございますと、前はここの配点が24点だったのを、30点に上げるという形にしております。ほかにも、幾つか赤字で点数を変えているところがございますけれども、いずれも同じ考え方に基きまして、回収率の確保に向けて、民間の創意工夫をぜひ募りたいと。そこについて、我々もきちんと重視します。前回よりも配点を高くしてございますので、ぜひ皆さん、よろしく願いいたしますというメッセージを、我々として出しているところでございます。

民間に求めるところのポイントは以上でございますけれども、最後に目標の回収率の設定について申し上げます。実施要項で申し上げますと、17ページ。先ほど申し上げてございますように、ここの目標回収率について、現在では月次調査について、下に書いてございますように、速報では50%、確報では、企業に対して55%、事業所60%という設定をしてございましたけれども、先ほど来申し上げてございますように、現在の事業ではここがわずかに目標に届かなかったと。

これにつきましては、2月の本委員会のご審議で、これが目標に1%届かなかったからといって、いきなり統計として使い物にならないということではないだろうと。そういうものも盛り込めるように、もう少し幅を持って設定できないかというご意見を頂戴いたしました。私ども、それを考えまして、次回について目標回収率、どうしようかということにつきましては、我々といたしましては、やはり目標回収率、例えば50がだめだったから、49、48とずるずる下げるようなものではないということで、目標回収率の数字については前回と同じ数字としたいということで考えてございます。

一方、2月の委員会でもご示唆いただきましたように、それが絶対的なものかという、必ずしも実際はそうでないということがございます。そういうところも飲み込めるようにということで、ここで黄色く色をつけてございますけれども、毎月の回収率につきましては

は、おおむね下記の回収率を達成するようというところで書きました。ただ、あまり目標がずるずるになるわけにはいかないということがございますので、最低限、確報の回収率を契約期間内の平均で達成するというところで、ここについてはきちんと目標だよということにいたしてございます。

私どもといたしましては、おおむねという、これは先生にご示唆をいただいたものをそのまま入れたような形になってございますけれども、こうすることで、民間事業者の側として、絶対これを達成しなければ、例えばお金を払ってもらえないのではないかと、そういう不安を取り除く一方で、我々としてはきちんとこの目標は達成してくださいというメッセージを出したということで考えてございます。これによりまして、積極的に民間事業者から参加というものが期待できるのではないかと、私ども、思っております。

前回の委員会でご指摘いただいたものを反映したのは、以上のとおりでございます。

最後に、あと1点申し上げますと、この実施要項(案)、本日この委員会にお諮りする前に、私ども総務省のほうで、意見招請やパブリックコメントを実施してございます。そこでいただいたコメントを受けて幾つか修正してございますので、そちらについて最後に簡単に紹介させていただきます。

こちらの実施要項でいうと、5ページをちょっとお開きください。こちらの5ページの一番下でございます。また、疑義照会により判明した状況や、総務省の指示による情報の更新も行うということで、パブリックコメントを受けて追加した形になってございます。

上のほうをごらんいただきますと、これは調査する企業データでございますとか、事業所のデータの更新に係るところ、本文ではそういうデータについて、まず我々が民間事業者到我々の手持ちのデータをお貸した上で、民間事業者のほうでインターネットなどで情報を確認して、必要があれば修正してくださいというふうに書いてございます。

ただ、実際は、それにプラスいたしまして、月々調査をしている中で、客体に電話をした中で、実は事業の内容を変えたんだよとか、そういうことが生じます。それについても、実際今、当然それがわかった段階で名簿を直してくださいということをお願いしていたわけでございますけれども、民間事業者にとってみれば、そういうのは当然コストがかかる。そういうものについては、きちんと実施要項の段階で書いていただいたほうが、正確なコストの見積もりができるというお話がございました。

私ども、それは当然だなということがございましたので、それについては今回盛り込んだというものでございます。

同じような修正でございますけれども、7ページをごらんいただけますでしょうか。ここにも黄色く色を塗ってあるところが2カ所ございます。下のほうの、なお、名簿データに更新があった場合は最新の名簿データの情報を印字する。これも、先ほどと同じように、そういうコストが発生するものでございまして、それがあらかじめ予想できるのであれば、きちんと最初に書いてほしいというコメントがございまして、そのとおりいたしました。上のほうの再配布数2,000とか書いてありまして、我々、さらっと書いていたんですけれど

も、これも毎月なのか、毎年なのか、わからないというコメントがございましたので、これについても書かせていただいたということでございます。

8ページにも同じような修正がございます。この客体数のところで、今回2万2,500ということで修正いたしましたけれども、この1,000増えた要因について記述を追加したものでございます。

以上のように、今回いただいたパブリックコメントでは、コストが発生する要因について、あらかじめ今の段階でわかっているものがあれば、それを盛り込んでほしいという要望がございましたので、我々、こちら修正したものを本日お持ちしたものでございます。

大変雑駁な説明で申しわけございませんでしたけれども、今回の修正について説明差し上げました。どうぞご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○早津専門委員 ご説明ありがとうございます。これ、確認なんですけれども、17ページの先ほどの「おおむね」のところでご説明いただいて、回収率、このパーセントが下がったら支払いがないんじゃないかというような不安を解消されたということだったんですけれども、この最低限の確報の回収率というのが、今まで達成できていたから、これは最低限守っているのではないかと、そういう想定でこの最低限というのがつくられたんですか。

最低限これを確報のほうは達成するものとするというふうにした理由が、何かあるのかなと思ひまして。

○高田課長 前回いただいたご意見をもとに、私ども、ある程度幅を持たせたということでおおむねと書きましたけれども、全ておおむねですと、目標を設定した意味があるのかなというところもございましたので、どこかしっかり、これだけは守ってくださいというラインが必要だと考えましたので、最低限というのはそういう意味でここに書いたということでございます。

○早津専門委員 ごめんなさい、わかりにくくて。最低限、速報ではなくて、確報だったら達成できるのではないかと、そういうふうに私、思ったんですけれども。今までは速報と確報、両方達成すべきだったという書き方を変えたということによろしいんですか。

○高田課長 そうですね。今までは、最低限、両方平均で達成するものとするという、それはご指摘のとおりでございます。

○早津専門委員 済みません、前回の達成率が私のほうで失念してしまったんですけれども、確報のほうは上回っていたんですか。

○高田課長 はい、達成してございます。

○早津専門委員 わかりました、ありがとうございます。

あと、もう一点だけ教えてほしいんですけれども、121ページの評価項目で、点数を変更



されたということなんですね。ごめんなさい、121分の29。29ページの2.4調査員という項目で、これが加点が増やされたということですのでよろしいですね。大体ばっと見て理解できたんですけども、調査員の選考方法という記載があるところで、留意事項で、具体的な調査員選考基準というのはわかるんですけども、平均経験年数もわかるんですが、男女別・年代別の実人数、割合・平均年齢というのは、これによって何かが変わるんですか。これがどうなると点数が高くなるか、どういう関係なのかなど。

平均経験年数は高ければ高いほどいいということですね。この男女別・年代別の実人数、割合・平均年齢というのは、これがどうなると、どうだということなんでしょう。

○水澤課長補佐 実際には、調査員の活動の主なものというのは督促の部分です。督促というのは、当然通常の郵送調査の段階でご提出いただけない事業者さんを訪問しますので、やはりそれなりに理由があったり、あるいは少し調査に拒否的な事業者さんだったりということが多くなってまいりますので、例えば経験年数もあるんですけども、私、実際調査員さんにお会いしたこともあるんですけども、どちらかというところご年配の方のほうがいろいろ人生経験を積まれていて、そういった中でうまく訪問の応対の中で事業者さんの不満ですとか、そういった拒否的なところを解消されたりというようなテクニックのお持ちのようなどころもありまして。

もちろん、年齢が行かれていけば必ずそうというわけではないのですけれども、実際選考される調査員の実態を、データとしていただいて、そういったところから実際こういう調査員が採用できるのではないかとこのところを判断するということですね。それだけで決めるというわけではないですけども、例えば全国調査になりますので、それなりの調査員を集めていただく形にはなるんですけども、その際に若い方ばかりを集められているというところ、比較の話になってしまいますけれども、調査実務、現場の感覚としては、少し不安なところがあるのかなという、そういうような判断に使っております。

○早津専門委員 そうすると、結果的に男女も両方いて、年代もばらけていてというのが加点につながるという理解なんですか。そう書けない理由が何かあるんですか。

○廣松専門委員 ちょっとよろしいですか。今のご質問に関連してなんですけど、サービス産業には特殊な事情がありまして、1ページ目のところに、調査の対象として標準産業分類のGからRまでが上がっていますが、そのうち特に難しいのが、MとNです。つまり飲食、サービス業とか、娯楽業なんですけど、今実施者のほうから説明がありましたとおり、調査に非協力的な事業所も多く、そういうところに行くのは、ちょっと危ないということもあります。

特に、女性1人だけで行くのは、ちょっと難しい。そういう場合、調査員の人に同伴者もつけるというか、つけざるを得ないようなケースもあります。そのような点も、先ほどご指摘の28ページの2.4の調査員の選定のところで、調査実施する民間事業者にも考えてほしいということはあると思います。

○早津専門委員 すごくよくわかりやすい理由だったんですけども、そう書けない理由

というのはあるんですか。これだけ見て、皆さん、暗黙でわかるものなんですかね。私は統計を知らないから、年齢とか性別が加点になるというのは、どうすれば加点になるんだろうなというのが疑問になったんですけれども。

○石堂主査 やりとりを聞いていますと、要するに男女とか年代ということで調べて何に役に立つんだろうというふうに思うということと、もう一つは、じゃ、どうだったら「良し」とされるのかがここから読み取れるのか、二重に不明確だという指摘だと思うんですね。ただ、書けばものすごく長くなってしまいそうな気がしますし。

先ほどの高田課長のご説明、あるいは水澤さんの説明なんかを聞いていると、要するに、あまり男女にせよ、年齢にせよ、偏った、どこかに集中しているようなのは評価されないというふうに読むのかなと思うんですけれども。

○高田課長 はい、それはご指摘のとおりです。

○石堂主査 そんな程度だったら、書いてもそんなにこの欄が大きくなることもないかなという気がしますけれどもね。確かに今委員の指摘からいっても、年齢にしても、年代別にしても、じゃ、若ければいいのか、年寄りがいいのかは確かにわかりませんから。それで、それは年をとってれば、年とっているほどいいんだという一方的なものでも、おそらくないだろうと思うんですね。

ですから、そうすると、男女、年代別、その他が適当にばらけているという状態を望ましいと考えているんだという説明ぐらいは入れておくと、多少はわかりよくなるのではないかなという感じを受けましたけど、いかがですかね。

○高田課長 主査がおっしゃってくださったとおり、男女別・年齢別というものはあまり偏りが無いという形で、調査を適切に実施できるかどうかという趣旨でございますので、この書きぶりにつきましては事務局とも相談いたしまして、改める方向で考えます。どうもありがとうございました。

○石堂主査 よろしいでしょうか。

○早津専門委員 はい。

○石堂主査 ほか、いかがですか。私のほうから、今回、「おおむね」という言葉を入れていただいてよかったと思うんです。回収率が50%というと、全体の半分という、半分がめどかわからないが、1つのきっぱりした数字ですけれども、17ページを見ていると、そのほかにも55%とか、60%とかいう数字が出てくるわけですね。

そうすると、これは総務省さんの中でも、このほかにもたくさんいろいろ統計をとられていると思うし、他の省庁でもとられていると。そのときに、やっぱり50の上にある55とか60というのは、こういう性質のものは大体この数字だというような経験値としておありになるのか。今後、実勢に沿って、この55なり60という数字も、また見直されていく可能性のあるような数字なのか、ちょっとそこを。

○高田課長 我々、この統計調査を設計するときに、いわゆる標本を抽出、標本数などを検討するわけでございますけれども、統計として、いわゆる一定の標準誤差率というもの

を設定いたしまして、そこから割り戻すような形で、例えばこれだけの標本数を確保するためには、これぐらいの回収率を達成しなければいけないということで、ある意味逆算で出している部分がございます。

そういう意味で言うと、我々、最終的な目標としている誤差率から考えて、この55%、60%というものを設定したということになります。それと同時に、実際これが実現可能かというところもございますので、ある意味両にらみでございませけれども、誤差率から考えて、これぐらいが適当かというところと、実際民間事業者にやらせてみて——これはサービス産業動向調査、今までの経験がございませので、この水準であれば、ある程度達成できるであろうと。速報は、残念ながら目標回収率にちょっと足りませんでしたけれども、それとの見合いで、我々として目標とする誤差率、統計精度、これを達成するように徹底したというものでございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。関根さん。

○関根副主査 2点あるのですが、1点目は、今の達成すべき回収率の話です。誤差率とか精度を考えると、このくらいが適当とおっしゃっていて、先ほど最低限という話もございましたけれども、それは、やはりこれを割ってしまうと、精度としては問題になるという、かなりぎりぎりという感じなのかどうかというのが1点です。

次に、回収率の達成が目標となっていることから、これを上げるための努力ということに関連してもう1点確認です。回収率を上げるために、3ページから4ページの、企業や事業所の記入欄での需要の状況等の記載やめたという話がありました。やめれば書く方が楽になるのは当然ですが、この記載自体は、やめてもよい程度のものと言えたのかどうかということです。これが非常に重要なものであれば、苦勞してでも記載を促すというのが当然だとも思います。

確かに個々の事業所に記載頂くのはなかなか難しいのかとは思っていますが、この情報の必要性との関係はどういうふうにか考えられているのか、最低限の質というのは回収率だけのものではなく、統計としての質があるかと思いますが、それをどう考えられているかというのを教えていただきたいのですけれども。

○高田課長 1点目、この回収率、ぎりぎりなのかということでございませと、標準誤差率、一般的に統計でいう5%水準を我々は使ってございませして、それから逆算した数字でございませので、統計メーカーとしては線を引くのであれば、この回収率、ある意味ここがラインということはございませ。ただ、実際、世の中のものを見てみると、なかなかそこを達成していないところもございませし、我々、統計数字を発表するときに、この数字の標準誤差率、かくかくしかじかでございませというのもお示ししてございませので、ユーザーの方がそれをご判断いただくという点では、統計として全く使い物にならないということではないと考えてございませ。

2点目の需要の状況でございませけれども、私ども、この項目を入れたときには、いろ

いろまた統計の専門家の先生方、あるいはユーザーの方にもご議論いただきました。やはり、当初は、先ほども申しあげましたけれども、サービス産業というのはなかなか価格がわからないので、売上げが上がった下がっただけでは、ほんとうにその業界の状況はわからないと。価格変化の影響を除いたものが欲しいということで、入れたものでございます。

ただ、先ほど申しあげましたように、実際にこれを書いてくださいということになると、極めて難しかったと。これも、我々独断でなくすわけにまいりませんので、私どもで開催しております研究会の先生にもお諮りいたしました。ほんとうは、こういう項目、欲しいけれども、なかなか難しいことは理解するというご意見。また、もう一方で、このサービス産業動向調査、今使われている例で申しあげますと、国民経済計算、いわゆるGDPの計算にも一部使われ始めましたけれども、そこで使っているのは売上高の金額のところだけなのでございます。

そういう意味で言うと、需要の状況、まだきちんとしたユーザーがついていない状況でございました。そういうことも含めまして、私どもでやっている研究会の有識者の先生方のご意見としては、数字があればいいに越したことはないけれども、現状を鑑みて記入がとても難しいということで、一時撤退やむなしと。ただ、統計局としては、これで諦めるものではなく、今後とも何かそういう価格変化を除いた情報についてとれる方法を検討せよという宿題はいただいておりますけれども、今回はやむを得ず、これについては廃止ということでご議論いただいたものでございます。

済みません、答えになっているかどうかでございますけれども、以上のような経緯でございました。

○石堂主査 よろしいですか。

○関根副主査 はい、ありがとうございます。

○石堂主査 廣松先生。

○廣松専門委員 2つございます。1つは、既にご質問があつて、調査実施者から回答があつたとおりだと思ふんですが、例えばこの資料A-1の別紙、カラー刷りで削除する項目が明示されているわけです。そこでちょっと気になったのは、調査実施が難しいということはわかるんですが、これらの項目を削除したとして、ほかの統計に影響が及ぶことは特にないと考えるよろしいですか。

○高田課長 はい。

○廣松専門委員 わかりました。それが確認できれば、今後サービスの量とか質というのをどう捉えるかということに関しては、先ほどコメントがあつた研究会等で継続して検討していただければと思います。それが1点目です。

2点目は、先ほどオンライン調査に関して、システムの改修をなさって、確認機能だとか、途中での修正機能が加わつたという説明がありました。それは改良の方向として大変いいと思うのですが、そもそもオンラインで回答したときに、例えば先月回答した数値は

プレプリントされているのか、あるいは読めるとようになっているんですか。

○高田課長 オンラインの画面上には出るということで。

○廣松専門委員 出るんですね。

○高田課長 はい。

○廣松専門委員 それでは、回答が月ごとに、変化した場合にはそれを新しく書きかえるという形のシステムになっているんですか。

○水澤課長補佐 今現在、どういうやり方かという、その月、回答してほしい調査票は未記入の状態なんです。これまで、過去に回答いただいた調査票も閲覧の形で、同じ画面といえますか、確認いただけるという、確認機能についてはそういう機能です。従って、いわゆるプレプリントという形にはなっておりません。

○廣松専門委員 そうなっているのですね。わかりました。確かにプレプリントすると、いい面と、悪い面と、両方出てきますから、そこは難しいところだと思います。はい、わかりました。以上です。

○石堂主査 ほか、よろしいですか。

はい、どうぞ。

○若林専門委員 前回を受けて、今回のポイントとしては、質をいかに確保するかというところだと思いますので、そこからちょっと外れる質問になるかとは思うんですけども、前回、一応競争性が確保されているということなんですけど、応札が2社ということで、前々回が1社ですね。その理由として、事業規模が大きいであるとか、そういうような理由が出ていたかと思うんですけども、今回の見通しというか、何かお持ちであれば、教えていただきたい。

それと、こういうコンピューター、オンライン調査等を導入というか、改良したということで、競争性にもそれはいい影響があるとお考えなのか。ちょっとその辺を教えていただきたいと思います。

○高田課長 見通し、なかなか難しいものがございましたけれども、ご指摘いただいたように、前々回、これ1社応札であったということで、そのときいろいろお叱りを頂戴いたしました。お手元の資料にございますように、降りてしまった1社に質問いたしましたところ、同時期に大規模な調査があつて、そっちをやるので、こっちは大変です、受けられませんという話もございました。

我々、そういう場合は入札参加グループ、いわゆるジョイントベンチャーでもできるよということは、皆様に申し上げてございまして、実際、今やっているこのサーベイリサーチセンターと、インテージリサーチというのはジョイントベンチャーでございまして。それで申し上げますと、前回、27から28年の事業につきましては、2社応札になったわけですが、もう一社、入札していただきました事業者、これは、会社としては1社の応札でございましたけれども、中身を見ますと、結構再委託ということで、我々の印象としては、結構ジョイントベンチャーに近いような形で応札いただいたような形だと

いうふうに理解してございます。

今後の見通し、なかなか難しゅうございますけれども、私どもといたしましては、こういう例を皆様に広めまして、ちゃんと規模としては大きい事業だけれども、こういう方法もあるということで入札、できるだけたくさんの方が入れていただくように募ってまいりたいと思います。

オンラインの改善がどこまで今回の競争性確保に資するかというご質問、これもなかなか私から申し上げるのも難しいご質問をいただいたわけでございますけれども、今まで民間事業者として、なかなか回収率、大変だとか、いろいろな話があって、入札を躊躇していた方がいらっしゃったかもしれません。そういうことにつきましては、我々としても努力しているというところを示しまして、入札、頑張ってやっていただきたいということで考えてございます。

○若林専門委員 それでしたら、その説明会するときなどに、ジョイントの件などはなるべく強調して広報していただくなり何なりして、競争性が確保できるといいなと思っております。以上です。

○高田課長 ありがとうございます。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本件につきましては、委員からの指摘等につきましても、ほとんどはご回答いただいたと思うんですけれども。評価項目一覧表のところ、やっぱりちょっと残った感じがいたします。これ非常に細かくてたくさんありますので、先ほどの我々からの指摘同様に、全体を見ていただいて、評価事項の明確化といいますか、それと何がよい評価を受け、何が問題なのかということがより一層明確になるような見直しをかけていただければと思います。

○高田課長 はい。

○石堂主査 それに応じまして、今回のお示しいただいた実施要項（案）について必要な修正を行っていただきまして、事務局を通して、我々委員が確認した上で議了という方向で調整を進めたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項等がございましたら、事務局にお寄せくださるようお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

○高田課長 ありがとうございます。

○石堂主査 それでは、続いて、総務省の科学技術研究調査の事業評価（案）についての審議を始めたいと思います。事業の実施状況について、総務省統計局統計調査部経済統計

課、高田課長よりご説明をお願いいたします。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○高田課長 済みません、先ほどは随分時間、超過いたしました。申しわけございませんでした。

それでは、引き続き、私のほうからご説明させていただきます。まず、この科学技術研究調査でございますけれども、資料の後ろのほうに科学技術研究調査の概要というものがついてございますので、まずそちらに基づきまして、この調査、どういうものかということをご最初に申し上げます。

まず、調査のねらいでございます。書いてございますように、我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることというものでございます。

開始年度は昭和28年ということで、随分歴史がある調査でございます。調査周期は年1回ということで、毎年3月31日の状況を調べてございます。5月から7月にかけて調査を行い、毎年、年末、12月に結果公表をしております。調査対象、こちらに書いてございますけれども、企業、非営利団体及び公的機関、大学等を対象にしております。調査の流れ、こちらに書いてございますように、総務省が民間調査機関を通じまして調査客体に調査票を郵送いたしまして、客体から郵送、またはオンラインで回答をいただくという流れになってございます。

裏面には、この結果の利用、いろいろ書いてございますけれども、本日のご審議とは直接関係ないかと思っておりますので、裏面は省略させていただきます。

本日ご審議いただく実施状況でございますけれども、お手元でいうと資料2というものがございまして、そちらをご覧ください。こちらの科学技術研究調査、統計調査では先頭を切りまして、平成19年からこの公共サービス改革法に基づく民間競争入札を行ってまいりました。以前は単年度で契約をしていたこともございましたけれども、その後、できるだけ複数年で契約するようにとのご指示もございまして、現在は3年契約でやっております。現在の契約は、平成26年から28年の3年間ということになってございます。

現在の契約を行う際に、それまでの事業内容の実施状況、本委員会で先生方にご審議いただきましたけれども、その際、実施状況が良好であるというご評価をいただきましたので、現在、新プロセスに移行して、実施してございます。今回、この26から28年の契約期間の途中でございますけれども、そろそろ次回契約に向けた準備を行わなければいけないということ、また、今回、我々、いわゆる終了プロセスに移行できないかというふうにご考えてございますので、先生方のお時間を頂戴して実施状況のご審議をいただくということでございます。

資料に基づいて、ざっとご説明申し上げます。事業の概要でございますけれども、先ほど来、申し上げてございますように、公共サービス改革法に基づいて実施してございます。

事業の内容について、ここに書いてございますように、調査票の印刷、送付、照会対応、

督促ということをやっていただいております。

契約期間は、平成26年4月から今年の年末、28年12月までということになってございまして、受託者はシステムシンクという会社でございます。入札前の状況ですが、ここに書いてございますように、説明会は5社、提案書を提出してきたところが2社ということになってございます。

次に、2番目の確保される質の達成状況と評価でございます。まず、調査客体数と回収数、こちらの表1に書いてございますけれども、これでは分かりにくいですので、1ページを開いていただいて、2ページ目をご覧くださいませでしょうか。

こちらに、率になったものがございまして。表2-1の左側に民間事業者設定目標値というものがございます。ちょっとこれは、言葉が分かりにくく、申しわけございませんでした。別に民間事業者が設定しているわけではございません。私どもが入札実施要項で設定して、民間事業者はこの目標値をきちんと確保しなさいという意味の設定の目標値でございます。企業は81%、非営利は99%、大学は100%ということになってございます。それに対しまして、実績が右側でございますけれども、それぞれ目標をきちんとクリアしたということでございます。

なお、下の表2-2につきましては、調査票提出期限（7月15日）時点の回収率というものを掲げてございます。こちらにつきましては、いわゆる最終的な目標率ではございませんけれども、私どもといたしまして、事業管理上、中途段階でちゃんとやっているか評価しようということで目安を設定しているものでございます。55、74、82と書いてございますけれども、実はこちらにつきましては、大学等は82%であり、この7月で達成せよということで掲げていたものに対して、実績はちょっと下回りました。

ただ、こちらにつきましては、私どもも、これを達成しなければいけない目標という意味ではございません。ある意味、我々の管理目標といたしまして、7月にこれぐらいまで達成してほしい、達成していなければ、我々のほうから指示をしますということにしているものでございます。ですので、実際、この26年、27年、両方につきましては、大学の82%について、達成していないではないか、民間事業者さん、ちゃんと大学に電話をするなりして、きちんと確保に努めていただきたいとご連絡をしております。民間事業者には、ちゃんとやっていただきまして、その結果といたしまして、表2-1にあるように、大学はきちんと目標を達成したという状況でございます。

次に、3番目の照会対応業務でございます。受託者はきちんと研修体制をとってくださったということで、表3に研修の内容が書いてございます。基礎研修、専門研修等々をやっていたというところで、質の向上に努めていただいた状況でございます。

3ページ目に移りまして、実施状況ということで書いてございます。受託者は、我々、総務省から提示いたしました利用手順書でございますとか、事例集をもとに対応いただきました。それに載っていないものにつきましては、きちんと総務省に確認いただいたということでございます。照会対応件数、ここにございますように、大体2,200件ぐらいという



ことです。問い合わせの内容といたしましては、調査関係書類を紛失したので、また送ってくださいでございますとか、内容の確認というものでございました。

こういう業務につきまして、きちんとやっているかどうかを我々として確認いたしましたというのを、(3)、(4)のところに掲げてございます。(3)聞き取り調査ということで、我々が調査客体に扮して受託者に実際電話をしてみても、いろいろ質問をぶつけてみました。それに対してきちんと対応いただき、問題のある対応は認められなかったということでございます。

また、(4)アンケート結果といたしまして、我々が調査客体に対し、ちゃんとシステムシンクは照会対応をできていましたか、対応状況にご満足いただけましたかというアンケートを送りました。そういたしましたところ、ここに書いてございますように、満足、どちらかといえば満足というものが9割以上でございましたので、これはきちんとやっていただいたと評価したところでございます。

4番の督促でございます。受託者は、はがき及び電話による督促を行っていただいたということで、3ページ目の下には、はがきで督促した件数を記載してございます。

次、4ページ目には、電話による督促の件数を掲げてございます。こちらにつきましても、督促をきちんとやったかということ、(2)アンケートで確認いたしました。まず、こちらにつきましても9割以上が肯定的な回答ということで、きちんとできたと、我々、評価してございます。

5番の評価でございます。先ほどから申し上げているもののまとめでございますけれども、確保されるべき質として掲げました回収率はきちんと達成していただきました。また、照会対応や督促につきましても、アンケート結果などを見ると、きちんとやっていただいたと評価できるのではないかと考えてございます。

3番目の改善提案でございますけれども、督促について、今回、提案がございました。4行目ぐらいに書いてございますけれども、実は最初の年、電話督促を3回実施し、1回目8月4日から8日、いわゆるお盆直前に実施したわけでございます。当初、我々、お盆直前だから、企業の皆さんはいらっしゃるだろうと思って電話したところ、実際そのころから企業の方はお休みをとっている方が多かったということで、あまり電話は通じませんでしたという結果がございまして、これはちょっと見直しましょうというご提案をいただきました。実際、27年度、この部分をなくし、その余力をほかの督促業務に注力したということでございます。結果を見ますと、27年の回収率、前年を上回りましたので、効果があったと考えてございます。

次、5ページ目、実施経費でございます。従来の実施経費と比較したものを掲げてございます。従来といたしますのが、公共サービス改革法の対象になる前の平成18年度——古うございますけれども、このとき国で実施していたわけですが、そのときの経費を試算いたしましたものが、1調査年分で2,321万5,000円、3年分に直しますと6,964万5,000円でございます。今回、支払い金額として出してございますけれども、3年分で6,843万6,000

円、1調査年分にすると、3で割って2,281万2,000円ということで、コストといたしましては、削減されたという評価をさせていただきます。

以上、全体的な評価、6ページ目に書いてございます。先ほどと繰り返しになりますけれども、確保されるべき質として回収率はきちんと達成し、照会業務もきちんとやりました。実施経費につきましても削減してございます。

ということで、結論として、私どもといたしましては、次回以降につきましては、いわゆる終了プロセスに移行した上で、事業を実施させていただきたいと、かように考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価(案)について、事務局より説明をお願いいたします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 当事業の評価(案)について、事務局より説明させていただきます。資料Bに基づき、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、事業の概要等につきましては、実施府省側から説明がありましたので、割愛させていただきます。

評価についてですが、先ほど説明のありました実施状況の報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から行った評価について、ご報告いたします。まず、確保されるべき質の確保状況についてですが、目標回収率、いずれの年度も目標を上回っていたものと評価されます。

1枚めくっていただきまして、照会対応業務、督促業務におきましても、ともにアンケート結果が肯定的な意見が9割以上を占めており、両業務ともに適切に実施されたものと評価されます。

また、民間事業者からの改善提案につきましても、先ほど説明がありましたとおり、効果的な督促を実施することにより、結果として、27年度事業においては26年度を上回る回収率となったので、適切な改善提案であったと評価いたします。

続きまして、実施経費につきましても、削減額として40万3,000円、削減率にしてマイナス1.7%と、削減効果があったものと評価いたします。

評価のまとめになります。本事業の市場化テストは、今期が4期目であり、事業全体を通じての実施状況は全て良好なものと評価いたします。以上のことから市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針の基準を全て満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられます。

また、市場化テスト終了後の事業実施については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて、厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、実施府省である総務

省自ら公共サービスの質の維持向上、及びコストの削減を図っていくことを求めたいと思います。

報告は以上になります。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。

○井熊副主査 ご説明ありがとうございます。基本的に私は終了プロセスでよろしいのではないかなと思うんですけども、ただ、入札状況というのが、1回目で落ちなくて、2回、その後、入れ直して落ちているというのが続いているということで、もう少し条件を緩和して、民間の負担を下げるとかというような余地があれば、普通に参加者が全員価格内で入札して競えるような形にぜひ持って行ってほしいなと思いますが。その辺の何か、条件緩和の余地みたいなものはありますか。

○高田課長 ご質問ありがとうございます。なかなか具体的にこうというものがございませんけれども、まず今回の事業につきまして、総務省で有識者の先生を招いてご審議、評価いただいたときに、ご注文いただいたものがございます。それは、目標回収率の設定のところでございますけれども、これは実は他の調査もかなり同じようなことをやっていますが、直近何年かの回収率を見て、その平均で目標を設定していこうということをやったございました。

そうすると、事業者として頑張って目標をクリアすると、次はまたハードルが上がるといってございまして、この事業を始めたころは、企業の目標回収率は78%であったわけでございますけれども、それが毎回クリアしていくものでございますから、今は81%。先ほども少しご説明いたしましたけれども、目標は上がってきていたところがございます。目標が上がりますと、民間事業者としては少しハードルが上がったなというところがございまして、そこについては考えなければいけないところがございます。

内部で有識者の先生方にご意見をいただいたのは、先ほどのサービス産業動向調査でも同じようなご議論を実はいただいたわけでございますけれども、総務省として幾らなければいけないのだと。そんなにどんどん目標が上がっていったら、どこも応札してくれなくなるよというご意見もいただきましたので、我々、そういうどんどん上がっていくような目標というものは、反省して考えて、きちんと民間事業者が、そんなに苦勞せずにと言うと語弊がございますけれども、彼らがきちんと達成できるような目標水準というものを考えてまいりたいということがございます。

○井熊副主査 よろしいですか。私もちょっと、この99とか100というのは、何でこんなに高いんだろうなというのは思いますし、達成したやつも、クリアランスが非常に小さくて、民間としては結構苦しいだろうなと。公共調達の一般的な趣旨から言えば、公共調達、何らかの目的を達成するために適切な水準の品質が確保できればいいのであって、それ以上に過度の品質を求めていくようなことは、そもそもの公共調査の趣旨ではないんじゃない

かなと思うので、そこの辺は、そういう理論的に必要なパーセンテージが確保できれば、私はいいのではないかなと思います。

○高田課長 ありがとうございます。その方向で考えてまいります。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○早津専門委員 そうしますと、これ20年から、参加者が14、7、5と、どんどん減って、それに伴ってか、応札者数が減っているという、応札しなかった人、ないしは従前は説明会に来ていたけれども、来なくなった方というのの不参加の理由はそこにあるんですか。目標が高く割に合わないという、そういうところにあるのですか。

○高田課長 申しわけございません、私ども、実はそこまできちんと民間事業者にヒアリングしたわけではございませんけれども、要因としては、1つ、それはあったのではないかと考えているということです。

また、これもそれこそ数年前この委員会でご審議いただきましたけれども、参考資料をごらんいただきますと、実は最初の年がすごく安値で落札してしまったというのがございました。実は、これについては、業者は相当無理したというお話もいただいておりますので、ここで一旦金額が低くなってしまったので、そこまでやらなきゃいけないのかなというご懸念もあったのではないかと考えてございます。それにつきましては、この委員会でもたしかご審議いただきまして、安値入札で業者に無理をさせるわけにもいかないということで、価格の見直しについてはご議論いただいたと記憶してございます。

○早津専門委員 ありがとうございます。

○石堂主査 先ほど、私からですけれども、井熊委員の質問の関係で、もうちょっと露骨に言えば、一旦4割近く下がった経費が上がってきて、それで、さらに企業の部分の今80%台をもうちょっと上げたいんだということになれば、そのためには、次回の契約では、役所自身がやっていたときの数字をほぼ確実に超えちゃうんだと思うんですね。

○高田課長 はい。

○石堂主査 それで、もう一つは、非営利部門、大学も含めての部分が27年度実績で100%行っているんだとなれば、この企業の部分の率を高めるために、どんどんコストアップしているということではかなく見えるんですよ。

そこは、やっぱり、先ほど井熊委員の指摘にもあったように、どの辺までやるのということでありましょうし。質の設定方法そのものを見直していただくという前提で、市場化テストからご卒業いただくという構図になっていないと、何となく我々としても、コストが0.1%だったか、下がっているから「よし」としたというのは、ちょっと心残りになります。そこは今回の評価の中に書き込んでいただくのがいいかなとも思ったんですけれども、議事録に残すような形でも、質の設定について、やっぱりコストとのバランスを考えて、きちんと見直して、市場化テスト後の運営を図っていくということを認識してやっていただくということではいかがかなと思うんですけれども。

○高田課長 私どもも、そのつもりでございます。確かに80%を超えたところから回収率を上げていくというのは、かなり苦勞していくものでございます。先ほど来申し上げてございます、私どものほうで有識者の先生を招いてご評価いただいたときも、少しオーバースペックではないかというご議論をいただいたところです。先ほど井熊先生からもおっしゃっていただいたとおりでございますので、確かにそれは我々としても本意ではございません。今まで安易にと言うつもりはございませんけれども、平均値でこれぐらいできるだろうということで、どんどん目標が上がっていったということについては、今後は見直します。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 ございません。

○石堂主査 それでは、見直しを含めて、市場化テストを終了するという前提でいきたいと思っておりますので、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、監理委員会に報告するようにお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○高田課長 ありがとうございました。

— 了 —